

第 29 号

県道の認定について

道路法第7条第1項の規定により、次の道路を県道に認定する。

平成26年12月1日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

認定路線名	起 点	終 点	重要な経過地	備 考
大林津乃峰線	小松島市大林町	阿南市津乃峰町		

提案理由

県道の認定について、道路法第7条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。